

財 関 第 257 号
平成 30 年 2 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成 30 年 2 月 28 日から、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 12 月 25 日財関第 1320 号) は廃止する。